

建築基準法施行条例関係手数料

手数料の種類	金額
大規模な建築物の敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
特殊建築物の路地状の部分の敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
4階以上の階に設ける教室等の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
興行場等の用途に供する建築物の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
共同住宅等の主要出入口と道との関係の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
木造長屋の階数の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
車庫等の用途に供する建築物の敷地に係る自動車の出入口の位置の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
既存建築物に対する特例認定申請手数料	1件につき 27,000円